

なめがた地域医療センターからのお知らせ

【問い合わせ】土浦協同病院なめがた地域医療センター ☎ 0299-56-0600



病院長あいさつ

土浦協同病院なめがた地域医療センター 病院長 亀田 尚徳

2016年3月、土浦協同病院の移転に伴い、病院名を現在の名称に変更し、医師の確保をはかり、鹿行地域の医師不足の解消に努めてまいりました。また、清水純一前院長が土浦協同病院院長補佐となって当院との連携の調整を行っており、循環器科1名、腎臓透析担当1名の常勤医が、土浦協同病院との連携の一環で赴任しております。また、土浦協同病院の消化器、循環器、皮膚科、心臓血管外科の医師が担当する外来を設置した他、当直担当の医師が勤務するようになり、昨年からは平日の当直医2名体制を行っております。当院の体制としては3次救急を担うまでは至りませんが、当院で1次2次救急を、土浦協同病院で3次救急を行うことで、鹿行地域の救急を土浦協同病院と連携して担って行く体制となりました。当院での休診科をなるべく少なくして、鹿行地域の1次2次救急医療をしっかりと担えるように、努力してまいります。茨城県地域医療構想が作成され、これを元に各医療機関が診療体制の充実や改革を求められます。鹿行地域の医療ニーズをしっかりと捉え、これに応えられるように運営してまいります。

当院には健康管理センターを併設しておりますので、各種ドック、一般健康診断、予防注射などをご利用いただけます。まだまだ、不足する部分はありますが、行方市の皆さまの期待とニーズを捉えながら、病院運営をしてまいりたいと考えています。また、整形外科医としても、今まで通り診療してまいりますので、これからも皆さま方の温かいご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

■ 4月から赴任した常勤医師5名をご紹介します。

◆消化器内科 加藤 夏樹

4月から、なめがた地域医療センターに内科医として赴任しました加藤です。

2016年は、茨城県立中央病院で消化器内科として勤務しておりました。なめがた地域医療センターでは消化器疾患に限らず、内科全般の疾患を診させていただきますので、お困りごと等ございましたらご相談ください。よろしくお願いいたします。

◆循環器内科 住野 陽平

4月から、なめがた地域医療センター勤務となりました、循環器内科の住野と申します。

心不全、虚血性心疾患、不整脈診療を行っており、心臓カテーテル検査、治療も行っております。全身の動脈硬化についても精査を行っております。動悸、息切れ、気になる症状がございましたら、ご相談ください。

◆整形外科 桂 健生

4月から、なめがた地域医療センターに赴任になりました整形外科の桂 健生と申します。

スポーツ全般をするのも見るのも好きで、スポーツに関わりたいと思い整形外科を専門としております。

もともと九州出身で、鹿行地域にはまだ行ってないところがたくさんあるので、色々とも地域のことも学んでいけたらと考えております。

よろしくお願いいたします。

◆腎臓内科 吉田 悠

はじめまして。4月から、なめがた地域医療センター内科で勤務しております吉田と申します。腎臓内科を専門としておりますが、その他内科全般も適宜専門医と連携をとりながら、診療を行っております。

腎臓病は症状も出にくいことから腎臓専門医への受診が遅れがちであり、気づいたときにはすでに慢性腎臓病、あと数年で透析ですと言われることもしばしばあります。糖尿病や高血圧症に起因することも多く、腎臓病が疑われる場合はぜひ一度当院を受診することをお勧めします。患者さん目線で診療させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆整形外科 戸塚 翔

この度、なめがた地域医療センターに勤務することになりました、整形外科の戸塚翔と申します。

前任地の水戸は紹介型病院で、特徴的な疾患の治療が主でしたが、なめがた地域の特性上、周辺に医療機関が少ない地域であり、軽微から重度までの外傷や変性疾患で困っている方が多いと思います。リハビリ、投薬、注射、手術など最適な治療を提案し、生活の質向上の一助となればと思っております。よろしくお願いいたします。



市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理します

～戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）～

【問い合わせ】

下水道課 施設整備グループ（玉造庁舎）

☎0299-55-0111

■戸別浄化槽整備事業とは…

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行っていた多くものですが、本事業は市民の皆さんに代わって、市が浄化槽の設置・維持管理を行い、適正な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るものです。

この事業を利用される場合は、浄化槽工事費用の一部を負担していただく加入分担金と、設置後に市が行う維持管理費用を毎月の使用料として納付していただくこととなります。

■対象地域

麻生・玉造地区の公共下水道認可区域および農業用集落排水事業区域を除く市内全域

■加入分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）
140㎡未満	5人槽	110,000円	3,800円
140㎡以上	7人槽	140,000円	4,000円
2世帯住宅	10人槽	190,000円	5,100円

■浄化槽の規格

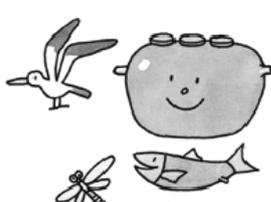
高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ
(BOD10mg/ℓ以下、総窒素量10mg/ℓ以下、リン1mg/ℓ以下)

■設置希望の方は…

- ①申請受付は、下水道課（玉造庁舎）で。
- ②申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
- ※申請用紙は下水道課（玉造庁舎）に直接来ていただくか、市ホームページからダウンロードできます。
- ③設置を希望される時期の2カ月前までにお申し込みください。
- ④浄化槽の設置基数には制限がありますので、お早めにご検討ください。

■市と個人の負担・管理区分

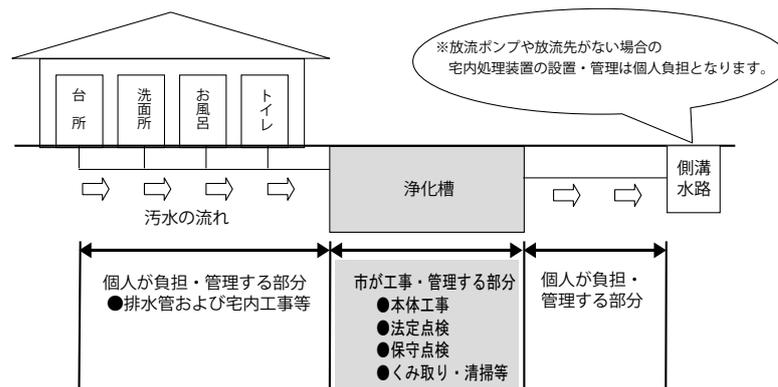
1. 設置工事に係る市および個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①本体標準工事 ②本体工事に係る附帯工事 	①配管工事 → 市指定工事店へ依頼してください。 ②宅内設備の改造や改築 ③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など ④既設浄化槽等の撤去 ⑤屋外コンセント設置工事 ⑥駐車場タイプにする場合の補強工事 ⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請 ※単独浄化槽からの入れ替えの場合、既設浄化槽の撤去費および配管工事費に対する補助制度があります（ただし、確認申請を伴う新築・改築は除く）。 補助額 150,000円

2. 維持管理

市が実施する部分	個人が実施する部分
①保守点検（年3回） ②法定検査（年1回） ③くみ取り・清掃（必要に応じて） ④消耗品交換・修繕（必要に応じて）	①浄化槽使用料 ②浄化槽に要する電気料 ③清掃に要する水道使用料

<負担および管理区分図>



犬・猫の避妊、去勢手術の補助金のご案内

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護および管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。

○補助金対象者（要件をすべて満たす者）

1. 行方市に住所を有し、居住している者であること
2. 市税等を完納している者であること
3. 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること

○補助対象動物

1. 補助対象者が飼育する犬・猫
（毎年度1世帯あたりそれぞれ1頭）
2. 犬については、補助対象年度に登録および狂犬病予防注射を受けていること
3. 補助対象動物は、生後3カ月以上であること

○補助金額

- ▶ 避妊手術 犬・猫1頭 4,000円
- ▶ 去勢手術 犬・猫1頭 3,000円

■避妊・去勢手術の効果■

メスの場合

- ①発情がなくなる
- ②オスが集まってこない
- ③子どもが生まれない
- ④危険性がなくなる（犬）
- ⑤生殖器系の病気予防

オスの場合

- ①子どもをませなくなる
- ②無駄吠え・遠吠え防止（犬）
- ③異様な声で泣かなくなる（猫）
- ④縄張りを争ってケンカしなくなる
- ⑤室内にオシッコをかけて回らなくなる（猫）
- ⑥生殖器系の病気予防



生ごみ処理容器購入費補助制度のお知らせ

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

市では、各家庭から排出される生ごみの減量および資源の再利用の意識の高揚を図ることを目的に、**生ごみを減量化し、堆肥化させる容器を購入する市民**に対して、下記のとおり補助金を交付します。

* 購入した生ごみ処理機等の上限は次のとおりです（消費税を除き、100円未満は切り捨て）。

補助対象器	補助金額
コンポスト容器 土壌の表層に設置し、土中の微生物の活動を利用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限3,000円） （ただし、基準額は購入費の1/2とする）
密閉型発酵容器 密閉型で、生ごみ発酵剤を使用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限2,000円） （ただし、基準額は購入費の1/2とする）
電動式生ごみ処理機 電動式で、細かく切り、乾燥式、バイオ式等の方法による生ごみ処理容器	1世帯につき1基まで（上限20,000円） （ただし、基準額は購入費の1/2とする）

- 補助対象者条件 行方市に住民登録をしていて、かつ、居住しており、市税等を完納している方
- 申請手順等 生ごみ処理容器を購入後、領収書（ただし、商品名（コンポスト等）が明記されたもの）・保証書のコピー（電動式生ごみ処理機のみ）・印鑑および補助金を振り込む金融機関の口座番号等控えを持参の上、環境課までお申し込みください。

児童手当現況届を忘れずに！

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

現況届とは、児童手当を引き続き支給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の用紙は、6月中旬に郵送します。6月1日現在の状況の記入と必要書類を添付の上、6月30日（金）までに提出してください。現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当の支払いは受けられませんので、ご注意ください。

■児童手当の額

児童の年齢	児童手当 (1人あたり月額)	特例給付 (1人あたり月額)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

学生の皆さんへ

就職面接会を開催します

茨城県労働政策課

☎029（301）3645

大学院・大学・短大・専修学校等（高校は除く）の平成30年3月卒業予定者および既卒未就職者を対象に「大好きいばらき就職面接会（前期）」を開催します。

面接会は午前の部から午後の部にかけて行われます。事前申し込み不要・参加費無料です。履歴書を複数枚お持ちください。

詳しくは問い合わせ先まで。

■開催日および場所

【土浦会場】

6月26日（月）
ホテルマロウド筑波

（土浦市城北町2-24）

【水戸会場】

7月3日（月）
ホテルレイクビュー水戸
（水戸市宮町1-6-1）

▽午前の部

午前10時～正午

▽午後の部

午後1時30分～午後3時30分



蚊媒介感染症

（デング熱等）に注意！

茨城県保健予防課

☎029（301）3219

蚊媒介感染症とは、デング熱、ジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、日本脳炎、マラリアなど蚊が媒介する感染症の総称です。蚊媒介感染症を予防するためには「蚊を発生させない対策」「蚊に刺されない対策」が重要です。

【蚊を発生させないために】

蚊は身の回りの小さな水たまりに産卵し、成虫になると、木陰や草むらに潜んで吸血します。蚊の発生数を減らすために、次の点に注意しましょう。

- ・住まいの周辺に水たまり（古タイヤ、植木鉢の受け皿、雨ざらしのバケツ・じょうろなど）を作らないよう注意しましょう。
- ・定期的に庭の草刈を行いましょ。

【蚊に刺されないために】

- ・蚊が多い場所や海外の流行地へ出かける際は、長袖・長ズボンを着用し、

できるだけ肌を露出しないようにしましょう。

- ・室内でも蚊取り線香や蚊帳を使用しましょう。

- ・虫除けスプレーを正しく使いましょ。

※虫除けスプレーを子どもにも使用する場合は、保護者の指導のもと説明書に記載されている使用回数を厳守してください。



木造住宅の耐震診断士

派遣事業について

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

既存木造住宅の耐震性を確認するための「耐震診断士派遣事業」実施にあたり、事業希望者を募集します。

■診断概要

木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

■対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（旧耐震基準）で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

■対象者

「対象住宅」の所有者で、市税および税外収入金を滞納していない方

■募集件数

3件（先着順。定数に達した時点で締め切り）

■調査費用

無料

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）に提出

■申込期限

平成29年8月31日（木）

＜注意事項＞

「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等のあつせんをすることはありません。

木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費の補助について

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

■補助金の額

○耐震改修設計費用の3分の1

（限度額10万円）

○耐震改修工事費用の3分の1

（限度額30万円）

■補助対象工事

○耐震改修設計および耐震改修工事
○市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

■対象住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの

○一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計および耐震改修工事を実施することで上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。

※上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。

■対象者

○「対象住宅」の所有者で、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方

○市税および税外収入金を滞納していない方

■募集件数

耐震改修設計・耐震改修工事ともに各1件（定数に達した時点で締め切り）

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）に提出。

■申込期限

平成29年8月31日（木）



平成29年工業統計調査を実施中です

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は29年6月1日です。インターネットによる回答を推進しています。ご協力をお願いします。



工業統計キャラクター・ゴフちゃん

経済産業省・都道府県・市区町村

平成29年度

税務職員採用試験

関東信越国税局人事第二課試験係

☎048(600)3111

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。

■受験資格

①平成29年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成30年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認めめる者

■試験の程度

高等学校卒業程度

■申込方法等

【原則】インターネット申込

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

6月19日（月）午前9時～

6月28日（水）「受信有効」

「インターネット申込ができない場合」

郵送または持参

○問い合わせ先

第1次試験地を所轄する国税局（国税事務所）

■試験日

第1次試験日

9月3日（日）

第2次試験日

10月11日（水）～10月20日（金）

のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■問い合わせ

○インターネット申込に関する問い合わせ

人事院人材局試験課

☎03(3581)5311

午前9時30分～午後5時（土日祝

日等の休日を除く）

○それ以外の問い合わせ

関東信越国税局人事第二課試験係

☎048(600)3111

午前8時30分～午後5時（土日祝日等の休日を除く）

シリーズ 国民健康保険

総合健診（ミニドック※特定健診含む）が始まります！

「生活習慣の見直し」「メタボの撃退」は健診から！

特定健診は、別名「メタボ健診」。年に一度のカラダのチェックです。もしもメタボに該当したら、生活習慣を見直すよい機会です。少しでも生活習慣を見直すことによって、重大なリスクを回避できることがあります。

まわりに受けていない方がいたら、ぜひ声かけあって受診しましょう！

■麻生保健センター

6月1日（木）、2日（金）、4日（日）、5日（月）

■玉造保健センター

6月22日（木）、23日（金）、25日（日）、26日（月）、27日（火）

■北浦保健センター

7月7日（金）、8日（土）、10日（月）、11日（火）

【問い合わせ】健康増進課（北浦保健センター内） ☎0291-34-6200

健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう

どのような従業員が健康保険・厚生年金の被保険者となるの？

健康保険・厚生年金の適用事業所となっている会社（事業所）に勤務されていて次の①～③の加入要件を満たす方が、被保険者となります。※厚生年金は、原則 70 歳に達するまでの加入となります。

①正社員、法人の代表者、役員の場合

② (a) 週の所定労働時間が 20 時間以上、(b) 勤務期間が 1 年以上見込まれること、(c) 月額賃金が 8.8 万円以上、(d) 学生以外、(e) 従業員 501 人以上の企業に勤務、以上の 5 つの要件を全て満たす方の場合

→ 被保険者の要件を満たしています。
すぐに年金事務所に相談しましょう。

③パートタイマー・アルバイト等であって、週 30 時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の 1 週間の所定労働の 4 分の 3 以上働いている方の場合（例：正社員が週 40 時間働いている場合に週 30 時間以上働いている方）

→ 被保険者の要件を満たす場合があります。

健康保険・厚生年金のメリットは？

○保険料の半分は会社が負担します

健康保険や厚生年金の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。被扶養者の方の保険料負担はありません。

○老齢年金の給付が増えます

厚生年金に加入すると、国民年金のほかに厚生年金から給付があるので、給付額が増えます。

○障害年金の給付が充実

厚生年金に加入すると、障害を負った時の障害年金の給付額が増えます。国民年金では対象とならない程度の障害でも、障害厚生年金が給付される場合があります。【上乗せ年金】

○遺族年金の給付が充実

国民年金の場合、加入者が万が一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが 18 歳になるまでの給付となります。厚生年金に加入すると、亡くなられた方の配偶者は、子どもの年齢に関わらず遺族厚生年金を受け取ることができます。

○医療保険（健康保険）の給付が充実

健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、所得保障として賃金の 3 分の 2 程度の給付があります（傷病手当金、出産手当金）。

まずは、最寄りの年金事務所に相談してみましょう。

【問い合わせ】水戸南年金事務所 ☎029-227-3251

6月～8月は 農薬危害防止運動月間です

【問い合わせ】 農林水産課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

農薬の取り扱いの多くなる6月1日から8月31日の3カ月間は、「農薬危害防止運動月間」です。

農薬飛散による被害を防ぐために

○農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう

農薬散布は、無風か風が弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、学校や通学路が近くにある場合は、子どもに影響が出ないように注意しましょう。

農薬の飛散防止に努めるとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向きに注意しましょう。

○農薬を使用する場合は、必ず最新の情報を確認しましょう

新たな残留基準値に基づき、使用方法が変更されている農薬があります。従来から使用している農薬でも、必ず最新の情報を購入先などで確認してから使用しましょう。

農薬による事故防止のための注意事項

△毒物または劇薬に該当する農薬のみでなく、全ての農薬は安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。

△農薬を他の容器（特に、飲食品の容器）に移し替えないようにしましょう。

△農薬の調製または散布を行うときは、農業用マスク・保護メガネなどの防護具を着用しましょう。

△農薬の使用にあたっては、容器の表示事項などをよく読み、安全かつ適正に使用しましょう。使用に関して不明な点がある場合は、行方地域農業改良普及センターなどに相談しましょう。

（行方地域農業改良普及センター ☎ 0299-72-0256）

△散布にあたっては、事前に防除機などの十分な点検整備を行いましょう。



紙面に新しいマークが 登場しました。

【問い合わせ】 政策秘書課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

市報なめがたの紙面に、新しいマーク「見てみっぺ！マーク」が登場しました。
このマークがあるページは、アプリ版のデジタルブック（Catalog Pocket 通称カタポケ）
でご覧いただくと、広報紙をもっと楽しめる仕掛けがいっぱいです！
市報なめがたデジタルブック版について、くわしくは24ページをご覧ください。



アプリ版のデジタルブックで、見てみっぺ！マークがあるページをご覧ください。マークのところや写真のところをタップすると、紙面には掲載されなかった画像もご覧いただけます。

※操作画面は5月号の表紙です。



ポップアップした写真をスライドして、いくつかの写真を見よう！

税金のお知らせ

市税の納付は口座振替が便利です

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安心です。

手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いします。

今月の税金

○市・県民税 第1期
納付期限（口座振替日）は
6月30日です。

口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税の口座振替日は各税目の納期限日です（下段参照）。

振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

税目	納期限（口座振替日）
固定資産税	4期（5月・7月・9月・11月）の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期（6月・8月・10月・12月）の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期（7月から3月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

納期限内の納税にご協力ください！

納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを**自主納税制度**といい、税金本来の姿です。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると督促状が送付され、本来納めるべき本税額のほかに**督促手数料**や**延滞金**を納めなくてはなりません。

延滞金

決定延滞金は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は**年2.7%**、その後の期間は**年9.0%**の割合で計算されます（※）。

※平成29年1月1日以降の割合です。

※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合）で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの**公平を保つため**、その人の財産（給与、預貯金、保険、不動産など）について**差押処分**を執行しなければなりません。

差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を換価（公売等）して滞納市税へ配当する手続きを行うこととなります。この一連の手続きを**滞納処分**といいます。

滞納整理の流れ



*滞納整理の費用は、貴重な市民サービスのための財源（市税）から支払われることとなりますので、税金は納期限内に納付されますようお願いいたします。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811